

はじめに

1．ワークシェアリングをとりまく現状

ワークシェアリングについては、平成14年3月末に政府、日経連（当時）及び連合の3者間でその基本的な考え方について合意を得、さらに、引き続き多様就業型ワークシェアリングを中心に検討を進め、同年12月に「多様な働き方とワークシェアリングに関する政労使合意」を得るに至りました。この中で政労使は多様な働き方とワークシェアリングに関する事項について課題を整理し、それぞれの立場で着実に具体化を進めていくこととしています。

厚生労働省としては、その導入促進に当たり、政労使を構成員とするワークシェアリング普及推進会議の開催等による政労使の協力を通じての取組みを推進しています。また、平成15年度から多様就業型ワークシェアリング業種別制度導入事業の実施による業界・企業でのワークシェアリングの導入促進に取り組んでいます。さらに、本省及び各都道府県労働局にワークシェアリング推進本部を設け、ワークシェアリング導入のための指導援助及び普及啓発を行う等、総合的なワークシェアリング政策を推進しているところです。

こうした総合的なワークシェアリング政策については、厚生労働大臣の指示によりとりまとめられ、ワークシェアリング推進本部の設置等により本省及び各都道府県労働局が一体となって取り組むべきこととされています。

2．本秘訣集の活用について

今般、財団法人社会経済生産性本部に委託し、ワークシェアリングを進めるに当たってモデルとすべき事例や活用すべき助成金等を掲載した本秘訣集をとりまとめたところです。

本秘訣集においては、必ずしもワークシェアリングとして行われてきたものではないものの、企業における労使の今後の検討に資すると考えられる事例を取り上げています。内容としては、今後のワークシェアリング推進に当たっての方向性（第1章）、ワークシェアリングに取り組んだ企業の具体的な事例（第2章）、導入に当たっての留意点等（第3章）を掲載するとともに、活用できる助成制度（第4章）を幅広く網羅しています。

本秘訣集が、各方面において、今後のワークシェアリング導入促進の取組みの一助になれば幸いです。